



LINE UP

CONTENTS

- **コロナ禍を切っ掛けに** 1P-2.5P
長崎オフィス所長よりご挨拶
- **令和6年度！ 相続登記が義務化されます！** 2.5P-3P
- **税務カレンダー・RPA無料相談会開催** 4P
- **貴事業所のIT化を国の支援制度を使って 特別編**
低コストで実現しませんか？



Message

「コロナ禍を切っ掛けに」

7月23日にいよいよ東京オリンピックが開幕します。新型コロナウイルスが収まらない中での開催には賛否ありますが、開催する以上は、平和の祭典として盛り上げることと、オリンピックに起因する感染拡大の阻止を両立させて、コロナ禍というトンネルの出口の光になって欲しいと思います。

ご存知のとおり、東京オリンピックはもともと、**2020年7月**に開幕する予定でしたが、新型コロナウイルスの流行により一年延期となりました。コロナ禍という特殊な状況の中で開催が困難になったためですが、中止ではなく一年間の延期となりました。中止しなかった理由はIOCやJOCの都合、オリンピックの精神など色々ありますが、延期という判断には、一年間延期すれば開催できる、という見込みがあったはずです。

延期すれば開催できる、そう判断した理由として、個人的な推測ですが、二つの基本的な考えがあったと思います。

一つは、一年後であればコロナ禍が収束しているという期待。延期を判断した当時は、短期間でワクチンや治療薬が出来る可能性や、夏になれば自然に収束するのではないかということへの淡い期待しか持てなかったと思います。機を

待つ、とも言えますが、嵐が過ぎるのを待つ、とも言える受動的な考え方です。

もう一つは、コロナ禍の中で開催する体制を作るための準備期間を得る、という目的。延期することで、コロナ禍を前提としない開催計画から、感染防止を念頭に置いた計画へ練り直すための時間稼ぎです。稼いだ一年間で、コロナ禍に対応した体制を整えるという、能動的な考え方です。

どちらか一方ではなく、両方の考え方を含んでの判断だと思います。東京オリンピックにおいては、受動的にコロナ禍の収束を期待しつつも(結局は、あまり状況は改善しなかったですが)、海外からの観客を断ったり、会場への入場者数を制限したりするなど能動的な対策もおこなっています。

> 次ページへ



長崎オフィス 所長
内田 佳伯

Message



> 前ページより

とはいえ、これまで同様に会場に観客を入れることを前提としており、小手先の対応という印象は拭えませんが…。一年という限られた時間であり、ハード面での制約もある中ですので、仕方のないことなのでしょう。私は、最近のコンサートや演劇で実現しているように、会場に入る代わりにインターネット上でweb観戦できるチケットを発売するのは、とっていました。

喉元過ぎれば…とならなければ、次回のパリオリンピックでは、東京オリンピックの経験を踏まえて、色々と新しい取り組みが出てくるのではないかと思います。感染症対策が切っ掛けであっても、これまでの考え方や手法を変えとなれば、より良いものに変えようとするはずです。コロナ禍の中で開催される東京オリンピックを契機に、オリンピックがより良く、より盛り上がるものになって欲しいと思います。

経営においても、今回のコロナ禍を切っ掛けに、色々な取り組みがおこなわれています。在宅勤務やテレワーク導入、それに伴うDXの推進や評価制度改定、出張や接待の見直し、新たな営業手法の検討、新商品の開発などなど…。これらは、コロナ禍が切っ掛けであったとしても、コロナ後も生産性向上に寄与するはずです。

コロナ禍はそのうち収束するでしょう。耐え忍んでいるだけでも乗り越えられるかもしれません。しかし、危機を受動的にただやり過ごした組織と、能動的に対応して変化を遂げることができた組織では、同じく危機を乗り越えたとしても、危機の後に違いが出ると思います。今は、変化を手助けするための補助金や助成金も多く用意されていますので、ぜひ活用しましょう。内田会計グループでお手伝いできることもあると思いますので、ご相談ください。

弊社でも、これまで根強い反対があったり、効果に懐疑的でやっていたりした取り組みを、コロナ禍で必要に迫られて仕方なくやってみたところ、意外と上手くいった、というものがいくつもあります。コロナ禍をピンチではなく変化のチャンスと捉えて、コロナ後の成長に繋げましょう！

長崎オフィス 所長
内田 佳伯

特集

令和6年度！ 相続登記が義務化されます！

税理士法人内田会計事務所 経営支援1部1課

税理士 岩本 拓

現行法では、不動産の相続や売買の際の所有権移転登記は必ずしも必要ではありません。また、引越しをした際の住所変更登記についても同様です。

そのため、相続をしたが登記名義人を変更しない、引越しをしたが登記上の住所を変更しないというケースは珍しくありません。このような理由により、現在、所有者が不明となっている土地が全国で約410haあり、九州本土の面積を上回るという状況になっています。

東日本大震災の復興においても、土地の所有者がわからない、所有者と連絡がつかないため復興の妨げになっていると社会問題になりました。

みなさんも自身の問題に置き換えて考えてみると、亡くなった祖父の土地を売ろうとしたところ、登記名義人が祖父のままになっており、売買するために多数の法定相続人の印鑑が必要になったという経験をしたり、耳にしたりということがあると思います。

相続などの際に適切に登記がなされていないまま、長期間放置された不動産の名義変更の手続きを司法書士などの専門家に依頼した場合には多くの時間と多額の費用がかかります。

このような状況を改善するために、政府は令和6年度に相続登記の義務化を盛り込んだ民法・不動産登記法の施行を予定しています。ポイントは次の4点です。

> 次ページへ



特集

令和6年度！ 相続登記が義務化されます！

> 前ページより



01 相続登記の義務化

相続人は不動産取得後3年以内に登記申請することが義務化され、違反者に対しては10万円以下の過料の対象となります。現行法では他の相続人等と共同で登記申請する必要がありますが、改正法では単独で申請できるようになります。

02 氏名・名称や住所変更登記の義務化

住所や氏名・名称の変更については、2年以内に手続きをしなければ5万円以下の過料の対象となります。

03 法務局によるマイナンバー等の活用

法務局が住民基本台帳ネットワークシステム等にアクセス可能になります。所有者本人からの事前の申出を要件に、所有者の氏名・名称や住所変更の情報を取得し、職権で変更登記できる仕組みが制定されます。

04 土地の所有権放棄の制度化

「建物がない」「担保権等がない」「境界について争いが無い」「管理・処分に多額の費用・労力がかからない」等の条件をすべて満たした土地であれば、申請により、相続等で土地を取得した人が所有権を放棄できる制度が始まります。
なお、申請時には10年分の固定資産税・管理費等の手数料が必要になる見込です。

高校生 新卒採用について

株式会社内田会計事務所
ビジネスサポート部 部長 IT支援課 課長
内野 敦史

高校生向けの求人票の受付が6月から開始されています。昨年は新型コロナウイルスの影響により1ヶ月遅れて採用選考が実施されましたが、**今年は例年通り9月16日からの選考開始**となります。希望される方は、ハローワークへ求人申込書をご提出下さい。

求人申込 6/1～ ハローワークへ求人申込書を提出
確認印のある写しを高校へ送付
求人活動 7/1～ 文書募集開始
9/5～ 推敲開始
9/16～ 採用選考開始、採用内定開始

○求人申込書の書き方のポイント

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-oudoukyoku/content/contents/ko-ukou-point-21061502.pdf>



※令和2年1月以降にハローワークへ求人を提出したことがない場合は「事業所(情報追加)登録シート」の提出が別途必要です。

○事業所登録シートの書き方

<https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-oudoukyoku/content/contents/06-kakikata-20062502.pdf>



採用を希望される方は、下記ハローワークの求人担当部署にお尋ねください。

長崎市 ☎ 095-862-8609
☎ 095-819-9000 (長崎新卒応援)
佐世保市 ☎ 0956-34-8609
諫早市 ☎ 0957-21-8609
大村市 ☎ 0957-52-8609
島原市 ☎ 0957-63-8609
西海市 ☎ 0959-22-0033

Calendar

税務カレンダー



7月							8月						
SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30	31	※ は夏季休業期間			

- 6月分源泉所得税及び住民税の特別徴収
【納期限】7月12日(月)
(年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を同日までに納付)
- 所得税の予定納税額の減額申請
【申請期限】7月15日(木)
- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
【納期限】8月2日(月)
- 5月決算法人の確定申告
【申告期限】8月2日(月)
- 11月決算法人の中間申告
【申告期限】8月2日(月)
- 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
【納期限】おおむね8月2日(月)



RPA無料相談会開催

RPAの概要から操作体験、RPAによる業務効率化についての相談を弊社スタッフが承りますので、お気軽にご参加下さい。

— 以下の方は是非お申し込み下さい。

- ・ RPAに興味はあるが導入できるか不安
- ・ RPAを導入してみたが使いこなせなかった
- ・ どんな業務にRPAが適しているかわからない



ご予約フォームにて受け付けています。

無料相談会お申し込みはこちら

— 開催日

毎月第2, 第4火曜日 13:00 ~ 15:00



095-861-2054 (平日 / 9:00-18:00 担当: 東野・橋本)

内田会計グループのご案内

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士 内田佳伯事務所

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

095-861-2054 (平日 9:00-18:00)

✉ info@uchida.or.jp

🌐 http://www.uchida.or.jp

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556